

## 法制・基本問題小委員会（第2回）におけるヒアリング結果の概要 （リーチサイト等への対応について）

### 【ヤフー株式会社】

- 書面による削除申告のうち、著作権侵害を理由とする申告の数は年に10件程度である。理由のほとんど全てが無断転載、複製権侵害などを理由であり、リーチサイトを理由とした削除申請は来ていない。
- リンクを伴う形で自己の意見を述べたりするような表現行為は、広くインターネットユーザーの間で定着している一般的な表現手法になっており、このような現状を踏まえると、安易な法制面での規制強化は、国民の表現の自由に対して甚大な萎縮効果を招くおそれがある。法制面での規制に当たっては、国民の表現の自由とのバランスや表現の自由に対する萎縮効果を十分に考慮して慎重に検討を進めてほしい。
- 法制面での対応を検討する前提として、リーチサイト若しくはリーチアプリ一定程度定義付ける必要がある。
- 例えばSNS、Twitter、ブログなどで自分の好きな曲などに対する感想や評価などとともにリンクを投稿する行為などは、インターネットユーザーの中で一般的に行われている行為となっており、このような行為までもが法規制の対象となるということは、表現の自由の観点からも厳に避けなければならないのではないか。
- 問題となっている悪質なリーチサイトのみが規制の対象となるように法規制を行うことというのは困難ではないか。
- 仮に法制面で悪質なリーチサイトについて規制を行う場合、表現の自由の観点から、国民が自らの行為が適法か否か、その行為を行う前に十分に判断できる程度に、規制対象となる悪質なリーチサイトを法律上明確に定義する必要がある。しかし、悪質なリーチサイトを定義付けるとなると、要件設定の困難性が生じてくる。リンク数等の客観的要素によってのみ線引きすることは不適切である。情を知って、営利目的等の主観的要素を加味したとしても、悪質なリーチサイトの外縁は不明確になってしまう可能性がある。違法と判断される行為が不明確な法規制となる可能性が高い状況においては、法制面での規制によると表現の自由への萎縮効果生じてしまうことを危惧している。
- 現行法上でも対応が可能な悪質なリーチサイトについて、加えて新たな法制度を用いて規制する必要があるのかについては、立法事実と絡めて慎重に検討してほしい。
- 侵害サイトによる被害実態と現行法に基づく法執行の実態を十分に調査分析した上で、その実態に照らして、立法事実があるのかを慎重に検討してほしい。
- 仮に立法事実が確認された場合も、対立利益である国民の表現の自由とのバランスを図るべく、立法事実を照らして適切な規制内容になっているのかどうか、表現の自由の萎縮にならないかどうかの点

などを踏まえて、慎重に議論を進めてほしい。

- （論評が違法サイトにリンクされることが表現の自由とは思われないがいかがか、との質問に対して）適法なサイトへのリンクが張られるべきだが、それが可能になる前提として正規流通がインターネット上に国民が見られる形で置かれている必要があること、また、国民の著作権に関するリテラシーの向上というところも併用して対策を行うべき。その議論を置いて、一方的に国民の行為の法規制の議論のみを進めるべきではない。
- （コンテンツの論評のために違法のコンテンツで、引用しなければならない必然性はないのではないか。大半の説明は、適法コンテンツを引用すればいいのに、違法コンテンツを引用したところに表現の自由があるというのは、表現の自由として大き過ぎないか、との質問に対して）規制と同時に、こういった行為はやってはいけない行為である、こういった行為は違法なコンテンツの促進行為につながる行為であるという点についても国民に警鐘を鳴らしていくべき。「感想や評価などを記載したコメントとともにリンクを投稿する行為」が全て表現の自由の範囲内として保護されるべき行為と一概には言えず、表現行為ごとに異なってくる。個別の表現行為ごとに厳密な判断が求められる部分であり、前後の表現を問わず一律に違法となってしまうような規制をしまうと、本来適法であるべき行為をしようとしている国民に対して萎縮効果を生じさせるのではないか。
- （違法サイトにリンクを張る必要性がない、適法サイトに引用してもいいような場合について違法としたらだめなのか、との質問に対して）切り分けができればそれが一番いい。線引きができる法規制であるならば、国民の表現の自由の萎縮効果などを加味しても、それよりも勝るべき悪質なリーチサイトへの対応として得策と思う。そのような線引きが条文によって、条文を見たときに国民が明確にできるような内容の法規制ができるのかという部分について、懸念している。
- （書面による方法以外の違反報告の中に著作権侵害、あるいはリーチサイトであることを理由とするクレームはないのか、との質問に対して）弊社のCGMサービスでは、ネット上から申告ができるような仕組みが備わっている。著作権侵害を理由とする申告があり、件数としては、年間に200件から250件程度（月によってばらつきがあり、全ての申告を厳密に把握することは難しい）。書面と同様に、リーチサイトに関するものはほとんどない。ブログや知恵袋の投稿について、リーチサイトではないか、違法なリンクを張っているのではないかというような申告はほとんど見られない。
- （侵害サイトあるいはリーチサイトに関して検索結果からの削除を行っているか、との質問に対して）検索結果についても著作権侵害を理由とした削除の申告はある。件数は非常に少なく、年間10件は超えない程度である。基本的にはタイトルやスニペットの部分について著作権侵害がある部分が表示されているなどの申告が多く、リーチサイトであるから、侵害サイトであるから消してくれというような申告内容はほとんど見られない。

## 【グーグル合同会社】

- グーグルがインターネット上の海賊版対策を考えるときに拠り所としている五つの原則はより多くの優れた合法的代替手段を創造すること、「Follow the Money」アプローチ、効率的かつ効果的で拡張性があること、濫用防止対策、透明性の提供である。この原則はグーグルの外においてもより有効な著作権侵害対策を考える指標としてご活用いただけるとありがたい。
- リーチサイトを含め、効果があると考えている海賊版対策は、ノーティス・アンド・テイクダウンと降格シグナルである。弊社は権利者や管理団体から、デジタルミレニアム著作権法 DMCA に基づくリムーバル・ノーティスを受け取った際、違法コンテンツ違法コンテンツにつながる URL を平均 6 時間以内に検索結果から削除している。また、検索結果のランキングを決定するアルゴリズムに対する降格シグナルとしても活用している。リーチサイトのようなものは、多くの場合、降格シグナルが働くので、検索結果のランキングが下げられるようになっている。この仕組みは世界中で同じように動いている。
- 降格シグナルを働かせたとしても、ユーザーはどんな方法でもインターネットにそのサイトが残り続ける限りそのサイトにたどり着こうとする。検索から見えなくなったりランキングが下がったとしても、リーチサイトではなく、侵害サイトそのものが存在し続ける限りは、悪質な侵害サイトの名前を知っていたり、侵害サイトの URL を直接打ち込んでしまうユーザーはそういったコンテンツを見ることができてしまう。例えばフリーブックスの名前を誰かのブログの記事や SNS の投稿などを通じて、そういったものがあるのだということ、その名前、URL を知り、打ち込んで、直接侵害サイトに行ってしまう現状問題としてある。
- DMCA によって削除されたコンテンツを含むサイトに対して、グーグルが提供するオンライン広告のシステムからも締め出され、サイトのオーナーにこれ以上資金が行かないようなシステムになっている。
- 悪質な業者のモチベーションになる資金源を絶つということが非常に重要だと考え、「Follow the Money」アプローチに取り組んでいる。「Follow the Money」アプローチについては、既に高い効果が認められており、イギリス警察の知的財産対策ユニットの調べでは、広告収入を絶つことで 95 の海賊版サイトを撲滅させることができたというデータを発表されている。2016 年の 3 月には、ヨーロッパで最も有名な三つのファイル共有サイトが、広告によって収入を得られなくなったことが理由に既に閉鎖されている。
- 悪質サイトのオーナーは、何か一つ禁止されるとすぐに違う手を考える。例えば、ロシアでは、サイトブロッキングを導入した後、検索からは見えなくなりましたが、合法的なアプリケーションや別のインターネットのサービス、メッセージアプリの中に逃げ込んでしまったという事例があるそうだ。
- リンクを張る行為自体はインターネットの基本的な技術であり、これを規制することは、健全に合法に運営されているインターネットの掲示板 SNS ほかのサービスが違法になってしまう可能性も十分に

はらんでいるように感じる。インターネットのエコシステム全体に悪影響を及ぼせかねない法的なフレームワークに対しては懸念を表明する。

○仮にリーチサイトを禁止したとしても、リーチサイトの先にある違法なコンテンツは存在し続けるため、URL そのもの、サイトの名前を使って、共有して、賢いユーザーが簡単にたどり着けてしまうという状況は変わらない。そのため違法なコンテンツそのものに対して対策を急ぐべきではないか。

○便利で内容も充実していて、かつ合法的な代替手段をユーザーに届けることが海賊版と闘う重要な対策の一つと考えている。

○法執行機関が直接海賊版サイトを捕まえるということも非常に重要である。先日もフランスとスウェーデンの警察が共同して、フランスで最も有名な違法サイトのオーナー、二人を逮捕したとの報道があり国境を越えた捜査も他国では非常に重要視されている。グーグルとしてももちろん令状などがあれば情報提供など日本の警察と協力しながら悪質なサイトをなくしていければと考えている。

○（既存の実務の状況と比較して、著作権についてのみリンクサイトあるいはリンクを張る行為については、特に表現の自由に対する配慮が必要であるというふうに考えているのかリンク一般について配慮が必要と考えているのかとの質問に対して）リンク単体であったとしても、それが著作権を侵害しているものであれば権利者からの申請に基づいて削除している。弊社はあくまで検索エンジンなので、表現の自由に当たるかどうかは、議論する立場にないと理解しているが、リーチサイト全体にリンクがたくさんある状態でそのサイト全体をどうするかという議論については表現の自由との関係が発生すると考える方が多いのではないか。

○（検索結果の中にリーチサイトへの検索結果で出てきた場合、削除に応じていないのかどうか日本とヨーロッパとは別の取り扱いをしているのかとの質問に対して）リーチサイトと侵害サイトの区別は設けていない。リーチサイトみたいなものに乗っているコンテンツに対する削除要請が来たとき、権利者の方からの正規の申し立てだということの確認がとれれば削除はできる。弊社は透明性レポートというものを出版しており、どんな URL に対してどんなリクエストが来ているか、どういうふうに対応しているかは全て公開している。

○（どのような基準で広告収入を絶つアプローチをとっているのか、リーチサイトに対して行う可能性もあるのかとの質問に対して）基本的には様々な広告自体のポリシーを設けており例えば、偽造品に対する広告はしてはいけませんとか、危険な商品やサービスに対しては広告をしてはいけませんとか、不正行為を可能にする商品やサービスはだめですとか、そういった禁止コンテンツみたいなものとか、どういった行為がよくないかということについて、事前に広告主は同意をした上で広告のサービスを使っている。著作権違反が認められた場合には、私たちの広告のネットワークからは遮断される。リーチサイトみたいなものにたくさん広告が付いていたとして、そこに例えば DMCA のリクエストが来て、

それが認められるべき正しいリクエストであれば、その広告もなくなる。なので、どんなサイトであろうと、サイトの形態を特に定義しなくても資金源を絶つことができるという意味で非常に有効に機能していると認識している。もちろん弊社以外にもインターネット広告を提供している会社さんがいるので、業界団体での意見交換など連携も重要と考える。これは日本のみならずグローバルに進めている。

**<後日補足> 欧州の判決が出たことに対して欧州ではどういう対応をしているのか、また、この判決が出たことによって対応を変える予定があるのか、という質問に対して**

(回答)

ご指摘の欧州の判決は、おそらく GS Media case:

<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=183124&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=1360431> ではないかと推察致します。Google では、この判決を丁寧に分析した結果、現状では検索エンジンの実務を変更する必要はないと考えております。一般的に検索エンジンは、検索結果の提供を機械的に処理しているため個別のインデックスの著作権の状況などを知ることはできません。また、この判決は検索エンジンに関するものではありませんし、欧州のいずれの裁判所でもこの判決が検索エンジンに適用されるべきであるという判断もされていないと認識しています。

また、判決の中では下記の通り表現の自由と著作権の保護のバランスについて述べられていると認識しております。

" it should be noted that the internet is in fact of particular importance to freedom of expression and of information, safeguarded by Article 11 of the Charter, and that hyperlinks contribute to its sound operation as well as to the exchange of opinions and information in that network characterised by the availability of immense amounts of information ."

(参考)

CCIA Fact Sheet on GS Media Case on Hyperlinking, Computer & Communications Industry Association, 2016 年 : <https://goo.gl/BR6CMT>

Linking and secondary liability for copyright infringement. A look into the Spanish approach.

Professor Miquel Peguera, Universitat Oberta de Catalunya 2016 年 : <https://goo.gl/nVsUCQ>

The Internet after Copyright, Article 19 2016 年 : <https://goo.gl/omA9Zk>

The GS Media case: An attack on the world wide web, European Digital Rights 2016 年 : <https://goo.gl/CSGhWB>

## 【テレコムサービス協会】

- プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が策定している著作権関係ガイドラインは、リーチサイトを想定していないため、リーチサイトにデッドコピーへのリンクが掲載されている場合であっても、ガイドラインに基づく送信防止措置を講じることは困難な状況である。著作権関係ガイドラインに基づいて送信防止措置を実現するためには、ガイドラインの改訂以前に、どのようなリーチサイトの違法性が容易に判断できるかについて、プロバイダと権利者団体のコンセンサスが必要になる。
- ニフティの実務として、ガイドラインの書式を使用した書面と通報フォームにより、任意の送信防止措置依頼の受付を行っている。削除依頼を受付けた後は、ガイドラインにのっとり送信防止措置が相当と判断した場合には送信防止措置を講じている。送信防止措置の判断に至らない場合も、会員規約に基づいて、記事単位の送信一時停止のように、会員が時差をもって反論してきたようなときに復活できるような中間的な措置を講じることがある。
- 2016年度のニフティでの対応件数は、訴訟・仮処分が17件、任意の請求が書面と通報フォームを合わせて382件、合計約400件あり、そのうち、送信防止措置を行ったのは350件強である。400件の請求のうち著作権侵害関係が約12%（46件）であり、その内訳として、無断転載が24件、信頼性確認団体からの請求が16件、違法なファイル共有に関する発信情報開示請求が5件、リーチサイトに関係するものが1件であった。
- 会員事業者、大手のブログ事業者からも、1年に1桁を超えることはないというふうに聞いている。
- リーチサイトに相当するブログ記事等への対応依頼はボリューム的に無いに等しい。仮にリーチサイトに相当するブログ記事やダウンロード関連ツールへの誘導記事の対応依頼を受けた場合、会員規約にのっとり見直しを請求するなど、結果的に送信防止措置が講じられることがほとんどではないか。したがって、現時点でリーチサイトについて現行法での対応以外に追加的な対応を行う必要性は少ない。
- 仮に追加的な対応を行って、リーチサイトに相当するような記事を迅速に削除できるようにしたとしても、ブログなど無料で簡単に立ち上げられるため、削除のイタチごっこになるだけで、海賊版被害対策の実効性は低いのではないかと。
- リンクを含む記事が著作権侵害になり得るとなると、ユーザーには少なからず萎縮効果が生じて、表現の自由が損なわれるおそれがある。
- ブログ、SNS、CGMサービスその他ウェブサービスを提供する事業者としては、パッチワーク的にリーチサイトに対応するよりも、間接侵害一般についての議論を深めることを希望している。ユーザーが直接的な著作権侵害を行った場合に、どのような要件でサービス提供事業者に差し止めが認められるのかが明確になれば、事業者はユーザー参加型のウェブサービスのリスクを予見でき、当該リスクを考慮して設計・開発・提供できるし、送信防止措置に簡単に対応できるような設計自体が作れる。そ

の結果、イノベーションが加速する。

- 実効性のある海賊版被害対策としては、悪質な違法アップロードサイトを直接取り締まるべき。海外にあるサーバーに対しても、捜査共助、司法共助の枠組み、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が運営する監視・削除センターを活用すること、違法アップロードサイトの収入減である広告収益を絶つ方法も有効なのではないか。
- (既存の実務の状況と比較して、著作権についてのみリンクサイトあるいはリンクを張る行為については、特に表現の自由に対する配慮が必要であるというふうに考えているのか、リンク一般について配慮が必要と考えているのか、との質問に対して)著作権を侵害するコンテンツへのリンク行為が例外とは考えてはいない。サイト運営の形、プラットフォーム側にもどのような責任が及ぶのかが一番の関心事であり、直接の侵害行為、あるいは犯罪に対する幫助、教唆、あるいは間接侵害と言われる位置付けについて、横断的な議論が先に来るのがベストである。リンク行為が一番問題だとしても、著作権侵害の全類型、ほかの不法行為、犯罪への波及効果もあると思うので、慎重な議論をしてもらった方がよい。
- (「会員規約違反として」、「会員規約に則り」との記載の趣旨は、リーチサイトにおけるデッドコピーへのリンク情報が、プロバイダ責任制限法3条に言う権利侵害情報に該当するという前提なのか、該当しないのだけでも会員規約にのっとって対処している趣旨なのか、との質問に対して)事例の積み重ね、あるいはこの場の議論の積み重ねで、リンク情報自体が権利侵害情報とされることはあり得る。ただ、そこまでの熟成度は全然足りないもので、ニフティとしては、会員規約上、権利侵害情報へのリンクを張る行為も違反にはなっているものの、会員からの反論を聞く機会を会員規約上の行為として与え、反論がなければ一時停止というような措置をとる運用となっている。
- (仮にプロバイダ責任制限法3条の権利侵害情報に当たるとの考えの場合、同法4条の権利侵害情報にも当たると考えているのか、との質問に対して。)4条との関係では、さらに明白性の要件があり、事例もなく、判断が難しい。権利侵害情報の定義自体が変わることはないからリンクの送信者が発信者になり得るが、たとえば、P2Pのノードだけを動かしている会員はプロバイダ責任制限法による権利侵害情報の送信者になるのかどうかという問題については、今まで余り具体例はない。

## 【日本知的財産協会】

- JIPAは、権利者側、利用者側、様々な業界の企業が参加しており、どちらか一方に偏らずに、この問題の解決に向けた議論ができる。
- リンクはインターネットにおける極めて重要な機能ということには、議論に参加している会社の中で異論はない。
- リーチサイトの中には、権利者の利益を不当に害する悪質なもの(以下、侵害型リーチサイトと呼ぶ。)

が存在している。

○侵害型リーチサイトによって、著作権侵害コンテンツへのアクセスが拡散されることで、著作権侵害が助長されて多大な被害を受けているという声や、侵害型リーチサイトは実質的には著作権侵害コンテンツの提供サイトと同様の機能を提供しているにも関わらず、違法性が問えない状況があり、それが進まないためにも法制面の対応強化が必要であるという考え方がある。

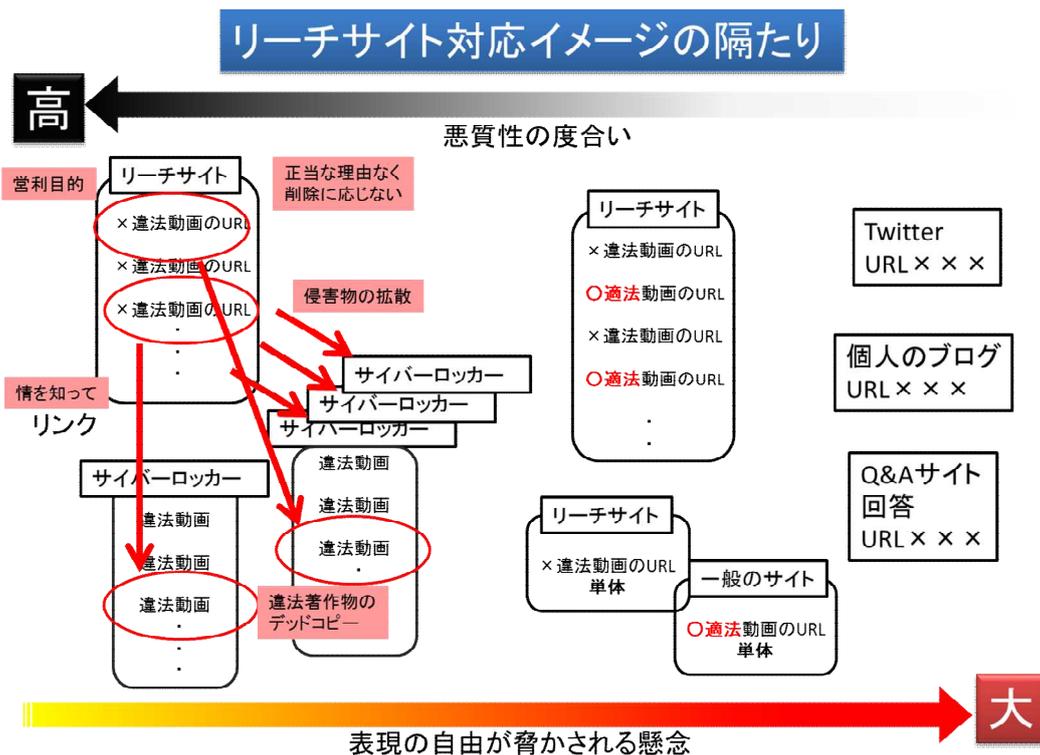
○一方で、リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあることから、リンクを張る行為が部分的であれ規制されることは、結果として、表現の自由、個人の発言の萎縮につながるという強い懸念が示されており、慎重な検討が望まれている。

○侵害型リーチサイトの態様・運営状況や被害状況等について、権利者側と利用者側で認識が異なっていることから、実態の把握と認識の共有を進める必要があるのではないか。

○侵害型リーチサイトのリンク先である著作権侵害コンテンツが蔵置されているサイトへの現行法制度下での取り締まりや侵害対策に加えて、侵害型リーチサイトへの法制面での対応が必要とされている点についても認識の共有が必要ではないか。

○仮に侵害型リーチサイトについて法制面での対応を行う場合には、過剰規制への強い懸念があるという点を十分に考慮し、極めて悪質なものに限って規制対象となるように要件を工夫すべきである。

○対応を求める側と求められる側、求める側であっても立場によって、規制対象のイメージに隔たりがある。例えば、図の一番左側にあるようなものだけを規制の対象として想定している人、一番右側にあるようなものについても規制の射程に入れて議論をするべきと考えている人もいるようだ。まずは現状についての認識を共有した上で、検討すべき規制対象についてのイメージを合わせていくことが必要。



## 【インターネットユーザー協会】

- インターネットにおいてハイパーリンクは基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。リンク行為を規制するということは、情報通信技術の発展全体に影響を及ぼす。
- ウェブサイトは、そのものに著作物性を持ったものがあり、明確にライセンスをされていないサイトも多い。著作物にリンクを張る行為を規制するということは、このようなウェブサイトにリンクを張ることそのものを規制の対象とすることになる。これは表現の自由、そしてインターネットの技術そのものを脅かし、非常に大きな影響を与える。ゆえにリーチサイト規制には反対である。
- リンク行為への規制を拡張するのではなく、違法アップローダーへの対応や違法アップロードされたコンテンツの削除で対処すべき。
- リーチサイトの議論では 2011 年度の電気通信大学の研究報告が引かれるが、現在のようなサブスクリプションサービスが充実していない段階の調査である。米国の専門調査機関の調査によれば、サブスクリプションサービスを使って聞かれる楽曲数の方が多くなっているという結果が出ている。現在のデータに基づいた議論を進めるべきではないか。
- 過渡期に対応するためだけの対応策を法制度として整備することは、将来に影響を与える可能性が非常に大きい。
- Twitter, Facebook, Yahoo!知恵袋といった、ユーザーの書き込みが主導するサービスをリーチサイトとするのか。リーチサイトとする単位は一体何なのか、サービス全体なのか、アカウント単位なのか、個別の書き込みなのか。非集中型、分散型のソーシャルネットワーク、Mastodon を運営しているのは法人だけではなく個人のものもあり、そのようなものに対してどのように対応していくのか。
- 報道や評論、公益通報などを目的としたサイトへのリンクはどうなるのか。例えば、Wikileaks がリークした CIA の内部情報の中にはソフトウェアのバイナリファイルが含まれていた。公益性のある通報や報道に値するものにリンクを張ることについても規制の対象にするのか。
- 短縮 URL により、外形的に URL でどこに飛ぶかを判断できないものをどうするのか。
- リンクしなければよいのか。技術的に言えば、a タグで囲まなければよいのか。URL が画像で回った場合、それはリーチサイトにならないのか。
- 従来のインターネットの枠組みに入らない Tor やダークウェブなどについては対象にするのか。
- 米国でフェアユースとされているものに対してリンクを張った場合どうなるのか。例えば、米国のインターネット・アーカイブでは、過去のゲームのソフトウェアの ROM が現在はソフトウェアを市場で入手できないことを理由に、フェアユースの範疇であるとして公開されている。これにリンクを張った場合、どうなるのか。
- ウェブサイトの運営上、営利目的の要件については様々な議論がある。例えば、無料で使えるブログ

サービスの場合、広告収入はプラットフォームに入るが、この場合を営利目的とするのか。EU 司法裁判所の判決には議論があるところを無視できない。

- リーチサイト規制に代わる違法アップロードへの対策として間接侵害の導入も一案として検討できる。ただしこの場合、カラオケ法理等によって過度に拡張された直接侵害の範囲を縮小、整理し、その上で間接侵害を議論すること、公正な利用を著作権侵害としないこと、間接侵害の要件を明確、具体的に規定することが必要になる。
- 違法コンテンツの流通への対応策を議論する場合、ステークホルダーの中で、どのような流通経路を止めたいのか、その範囲を明確、限定的に共有して議論すべき。
- リーチサイト規制のようなインターネットの運用全般に関わる議論は、インターネットガバナンスそのものにも関わるため、マルチステークホルダープロセスが求められる。ユーザーや実務者、特にインターネットサービスプロバイダやエンジニアなど、実際に対応が求められる当事者の意見も聞くことが必要である。
- リテラシーの向上を高めるような事業や取組を応援するような観点も是非この会議の中で取り上げてほしい。
- （既存の実務の状況と比較して、著作権についてのみリンクサイトあるいはリンクを張る行為については、特に表現の自由に対する配慮が必要であるというふうに考えているのか、リンク一般については配慮が必要と考えているのか、との質問に対して）リーチサイト規制について、表現の自由へ与える影響については非常に重く捉えている。ただそれと同じぐらい、インターネットを支えてきた技術を考える上で、リンクを規制するという事はインターネットそのものに大きな影響を与えるであろうという点を懸念している。